

議案第 55 号

町道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条の規定に基づき、次のとおり町道路線を認定するものとする。

令和 3 年 11 月 29 日提出

東郷町長 井 俣 憲 治

認定路線

整理番号 (認定番号)	路線名	起 点 終 点	重要な 経過地	備 考
1 (3-38)	南蚊谷 9 号線	東郷町大字和合字南蚊谷 154 番 23 地先 東郷町大字和合字南蚊谷 154 番 24 地先	—	道路法 第 8 条 該当
2 (8-64)	東蚊谷 2 号線	東郷町大字和合字東蚊谷 99 番地先 東郷町大字和合字東蚊谷 134 番地先	—	道路法 第 8 条 該当

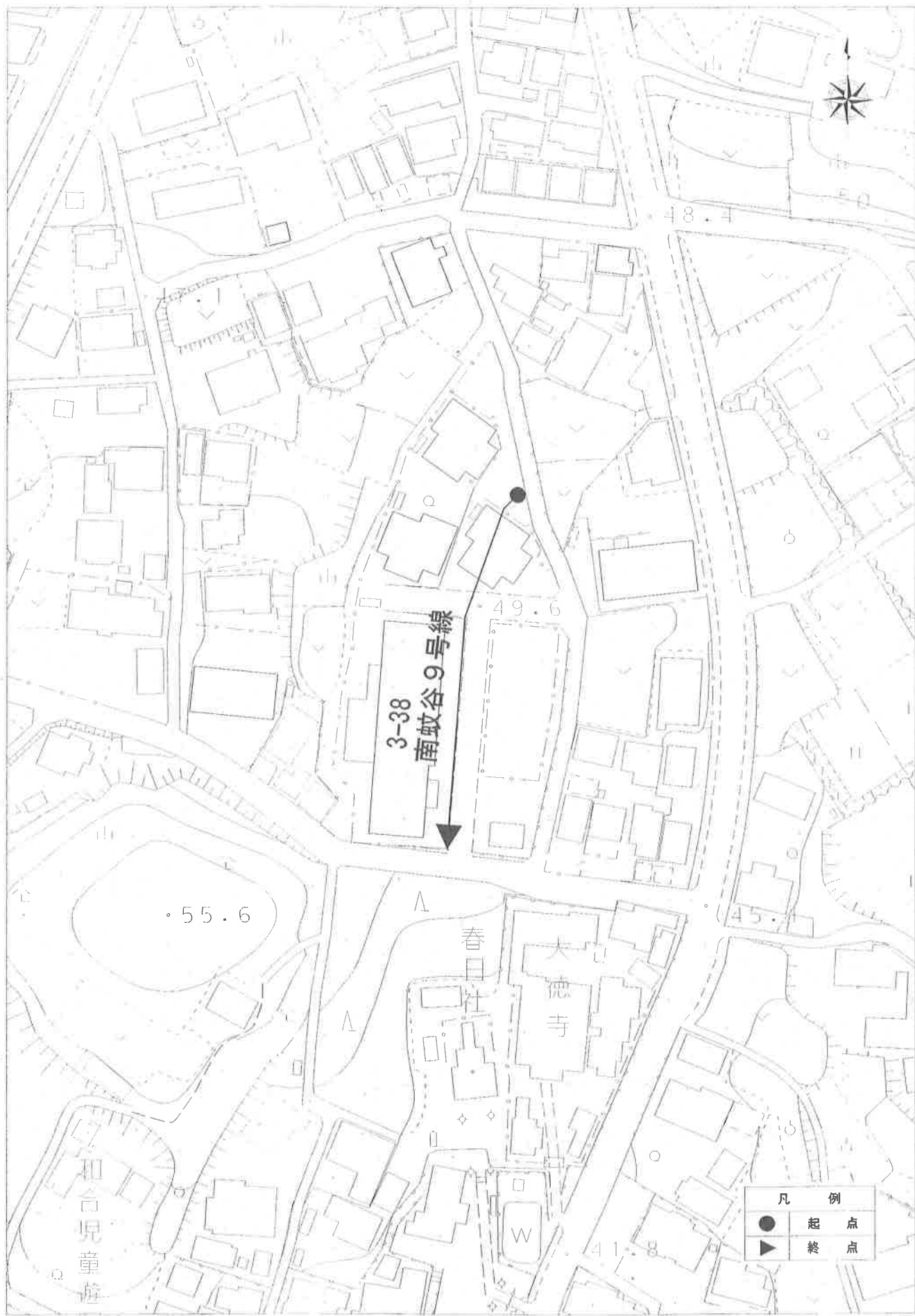
説 明

この案を提出するのは、町民の利便性の増進を図るため、町道を新たに認定する必要があるからである。

議案の概要

町民の利便性の増進を図るため、次の町道を新たに認定するものである。

整理番号 (認定番号)	路線名	起 点 終 点	延 長 (m)	幅 員 (m)
1 (3-38)	南蚊谷9号線	東郷町大字和合字 南蚊谷154番2 3地先 東郷町大字和合字 南蚊谷154番2 4地先	93.90	6.00 ~ 13.00
2 (8-64)	東蚊谷2号線	東郷町大字和合字 東蚊谷99番地先 東郷町大字和合字 東蚊谷134番地 先	158.40	4.00 ~ 7.40



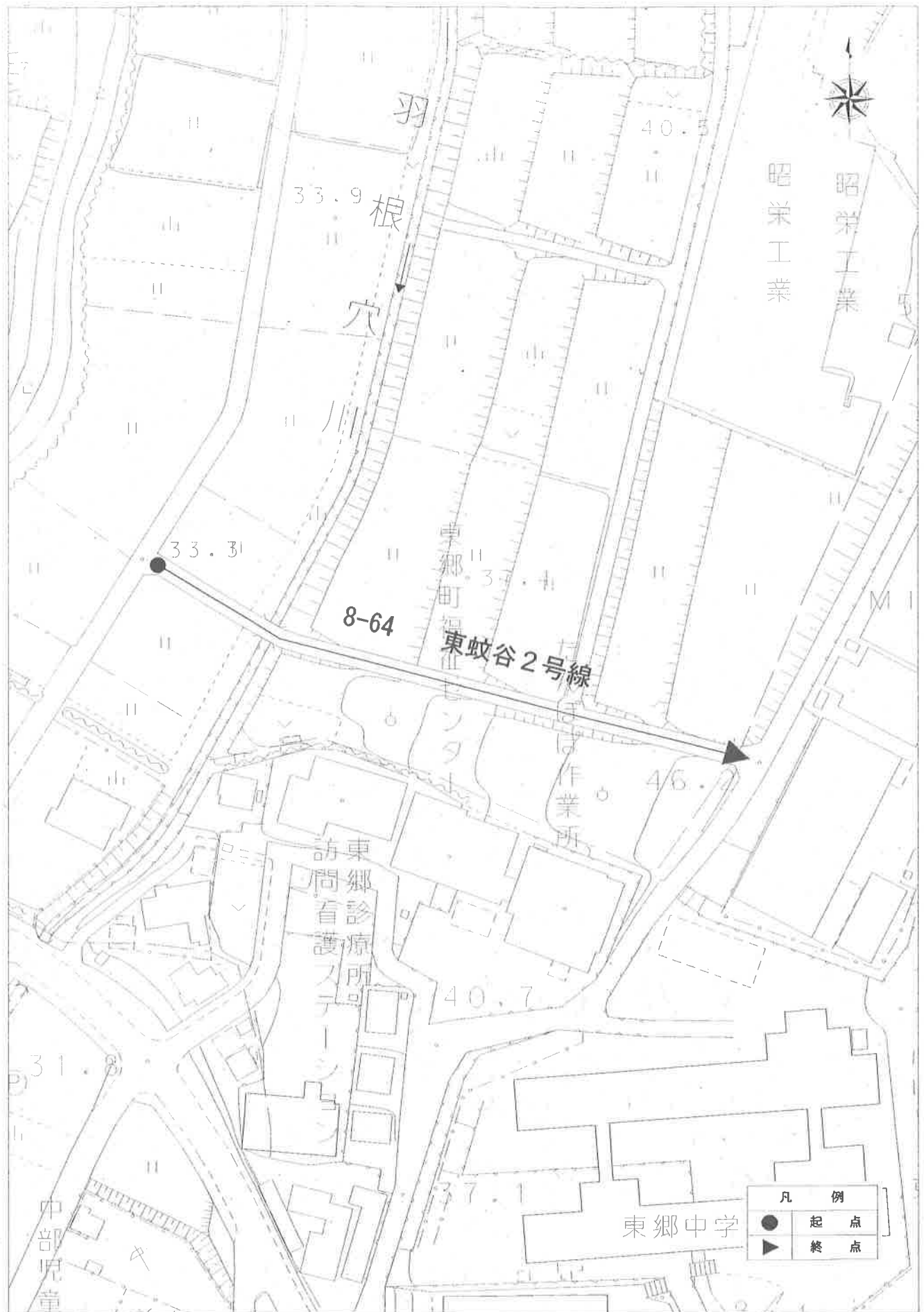
3-38
南蚊谷9号線

春日社

大徳寺

和合児童館

凡 例	
●	起 点
▶	終 点



昭栄工業
昭栄工業

羽根川
33.9

東蚊谷2号線

33.31

8-64

東郷町

作業所

46.2

東郷診療所
訪問看護ステーション

40.7

31.8

中部児童

東郷中学

凡 例	
●	起 点
▲	終 点